

グリーン購入法と環境配慮契約法



環境省総合環境政策局環境経済課

峯村 高志

1. 日本におけるグリーン購入の進展

創設

- 1989年 エコマーク事業スタート
- 1994年 滋賀県が包括的グリーン購入の指針策定
- 1995年 政府の率先実行計画
- 1996年 グリーン購入ネットワーク設立

定着

- 2000年 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の制定
- 2003年 循環型社会形成推進基本計画に地方公共団体及び企業のグリーン購入の推進に関する目標定める（目標年次2010年→後に2015年に延長）

発展 ・拡大

- 2005年 国際グリーン購入ネットワークの設立
- 2007年 地方公共団体向けグリーン購入取組ガイドライン作成
- 2007年 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）制定
- 2012年 アジアのグリーン購入を推進ため、国際的ネットワーク作りの進展を環境基本計画に明記

2. グリーン購入法の制定経緯

■ 制定までの経緯

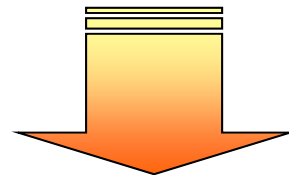
- ①1992年(平成7年)の**地球環境サミット**にて合意された**アジェンダ21**において、公的機関によるグリーン購入の重要性が明示される
- ②これらにより醸成された国際的な潮流を受けて、**政府における率先実行**の取組を開始(平成7年度～平成12年度)
- ③上記の取組により浮彫りにされた課題を解消しつつ更に取組を推進するため、グリーン購入の法制化を検討
- ④**循環型社会形成6法のひとつ**として、平成12年5月「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が制定される
- ⑤平成13年4月の調達より完全実施

3. グリーン購入法の概要

(1) 目的

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について

- 国等の公的部門における環境物品等の調達推進
- 環境物品に関する情報提供



環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築

(2) グリーン購入法の仕組み

国等における調達推進

「基本方針」の策定 (第6条)

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

- ・調達推進の基本的事項
- ・特定調達品目及び判断の基準等



国等の各機関 (第7条)

毎年度「調達方針」の作成・公表

調達方針に基づき調達推進

調達実績の取りまとめ、公表
環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に必要な要請 (第9条)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

平成24年2月

基本方針の案は所管省庁と共同で環境省が作成し毎年閣議決定している

提案募集 6月公募で募集

検討会 学識経験者による委員会

パブコメ 11月～12月

各省協議 1月

閣議決定 2月

国等の機関→国会・裁判所・各省・独立行政法人等で法人については政令で定めている。

グリーン購入法の仕組み

地方公共団体 地方独立行政法人(第10条)

毎年度、物品等の調達に関し、

...

環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するように努めるものとする。

(努力義務)

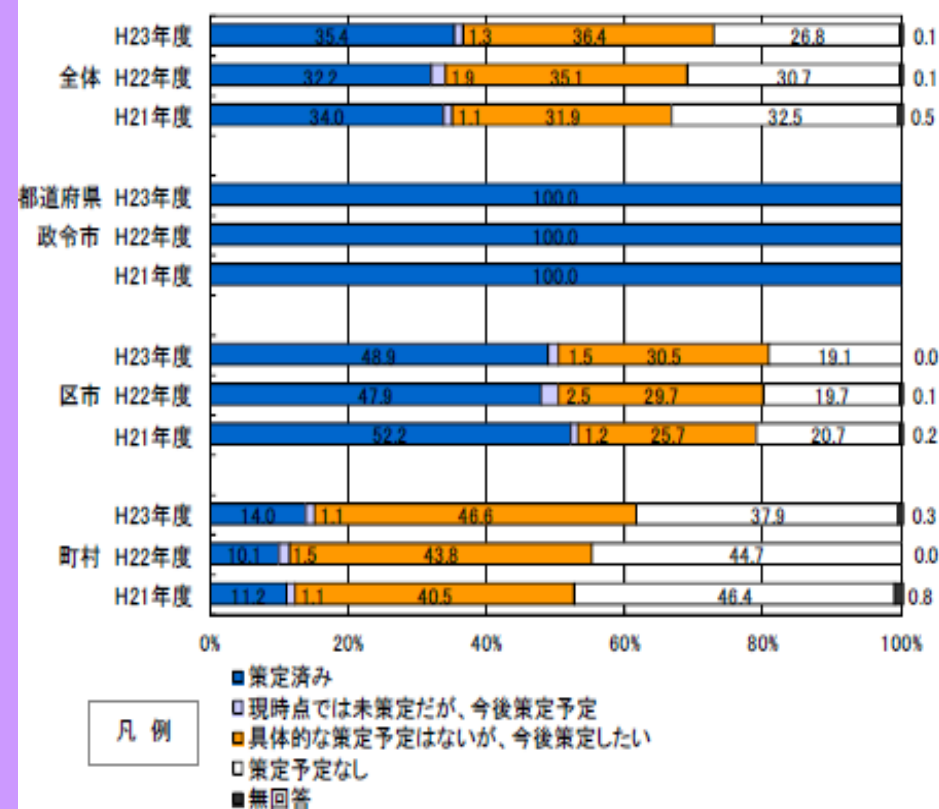
事業者及び国民 (第5条)

できる限り環境物品等を選択するように努めるものとする。

(一般的責務)

平成23年度アンケート調査結果

調達方針の作成状況



毎年少しずつ増加しているが、実施率はまだ低い

グリーン購入法の仕組み

製造メーカー

(第12条)

製造する物品等について適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体

(第13条)

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国(政府)

(第14条)

- ・メーカー・環境ラベル団体等が提供する情報を整理・分析し提供
- ・適切な情報提供体制のあり方検討(附則)

環境ラベル等データベース

国内で利用されている環境関連ラベル等の情報を収集し情報提供している
海外の環境ラベルについてもISO14024準拠のものについては紹介している



◇環境表示ガイドラインを作成
(2007年度、2009年度改訂)

(3)基本方針について

基本的考え方

- 価格・品質に加え環境保全の観点が必要
- 循環型社会の形成、地球温暖化対策等多様な観点から選択
- 製造から廃棄に至る製品ライフサイクル全体について環境負荷低減を考慮
- 調達物品等については、長期間使用に努め、適正使用・分別廃棄等を確実に実施

基本方針について

特定調達品目及び判断の基準

- 特定調達品目の判断基準は、原則として明確な数値等により設定
- 現時点で数値等の明確な基準が設定しがたい事項等であっては、環境負荷低減上重要な事項について「配慮事項」として設定
- 物品等の開発状況・科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施

(4) 特定調達品目・判断の基準(例)

品目数: 101品目(2001年度)→261品目(2012年度)

分野	特定調達品目 (平成24年2月7日閣議決定)	判断の基準
紙類	情報用紙(コピー用紙、フォーム用紙等)、印刷用紙、衛生用紙(トイレトペーパー、ティッシュペーパー)等 7品目	総合評価値80以上(コピー用紙、印刷用紙の例) 合法性が確認された木材
OA機器	コピー機、電子計算機、プリンタ、ファクシミリ、ディスプレイ、プロジェクタ等 19品目	エネルギー消費効率等
自動車等	自動車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等)、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	排出ガス、燃費等
設備	太陽光発電システム、燃料電池、太陽熱利用システム、生ごみ処理機、節水機器、日射調整フィルム	太陽エネルギーの利用等

特定調達品目一覧①

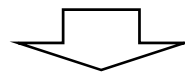
分類	特定調達品目
紙類 (7品目)	コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー ほか4品目
文具類 (83品目)	ボールペン、はさみ、のり ほか79品目
オフィス家具類 (10品目)	いす、机、棚 ほか7品目
OA機器 (19品目)	コピー機、プリンタ、ファクシミリ、プロジェクタほか15品目
移動電話 (2品目)	携帯電話、PHS
家電製品 (6品目)	電気冷蔵庫、テレビジョン受信機 ほか4品目
エアコンディショナー等 (3品目)	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
温水器等 (4品目)	電気給湯器、ガス調理機器 ほか2品目
照明 (5品目)	蛍光灯照明器具、蛍光管、電球形状のランプ ほか2品目
自動車等 (5品目)	自動車、ETC対応車載機、VICS対応車載機、一般公用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

特定調達品目一覧②

分類	特定調達品目
消火器 (1品目)	消火器
制服・作業服 (3品目)	制服、作業服、帽子
インテリア・寝装寝具 (10品目)	カーテン、毛布、ふとん ほか7品目
作業手袋 (1品目)	作業手袋
その他繊維製品 (7品目)	集会用テント、ブルーシート、防球ネット ほか4品目
設備 (6品目)	太陽光発電システム、生ゴミ処理機 ほか4品目
防災備蓄用品 (6品目)	ペットボトル飲用水 アルファ化米 ほか4品目
公共工事 (67品目)	高炉セメント、舗装、水洗式大便器、屋上緑化 ほか63品目
役務 (16品目)	印刷、食堂、自動車整備 ほか13品目
合計(19分野)	261品目

基本方針の主な見直しの内容

分野	変更内容
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ○「電気冷凍冷蔵庫」などの経過措置を終了または、経過措置を延長。 ○「テレビジョン受信機」について経過措置を終了。 ○「電気便座」のうち瞬間式の製品について、経過措置の終了（公共向けを除く）。暖房便座、貯湯式について、エネルギー消費効率に係る経過措置の設定。
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ○「エアコンディショナー」についてエネルギー消費効率に係る1年間の経過措置の終了。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○「LED照明器具」及び「LEDランプ」に関する判断の基準等を見直し、光源色別のエネルギー消費効率を設定し、消費効率・寿命など基準の強化を実施。
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○「自動車」に関する判断の基準等を見直し、対象範囲の拡大及び燃費基準・排ガス基準の強化を実施。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○「日射調整フィルム」のうち可視光線透過率の高いフィルムを追加。
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ○「高日射反射率塗料」「ビニル系床材」基準のJIS化、JISの改定による見直し。
役務	<ul style="list-style-type: none"> ○「印刷」に関する判断の基準等を拡充。 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル印刷に関連する各工程における環境配慮項目を判断の基準に追加。 ・オフセット印刷に使用するインキ、デジタル印刷に使用するトナー及びインクの化学安全性の確認を判断の基準に追加。 ○「食堂」について地域の農林水産物の利用の促進を配慮事項に追加。 ○「飲料自動販売機設置」について缶・ボトル飲料自動販売機の冷媒に係る経過措置を1年間延長



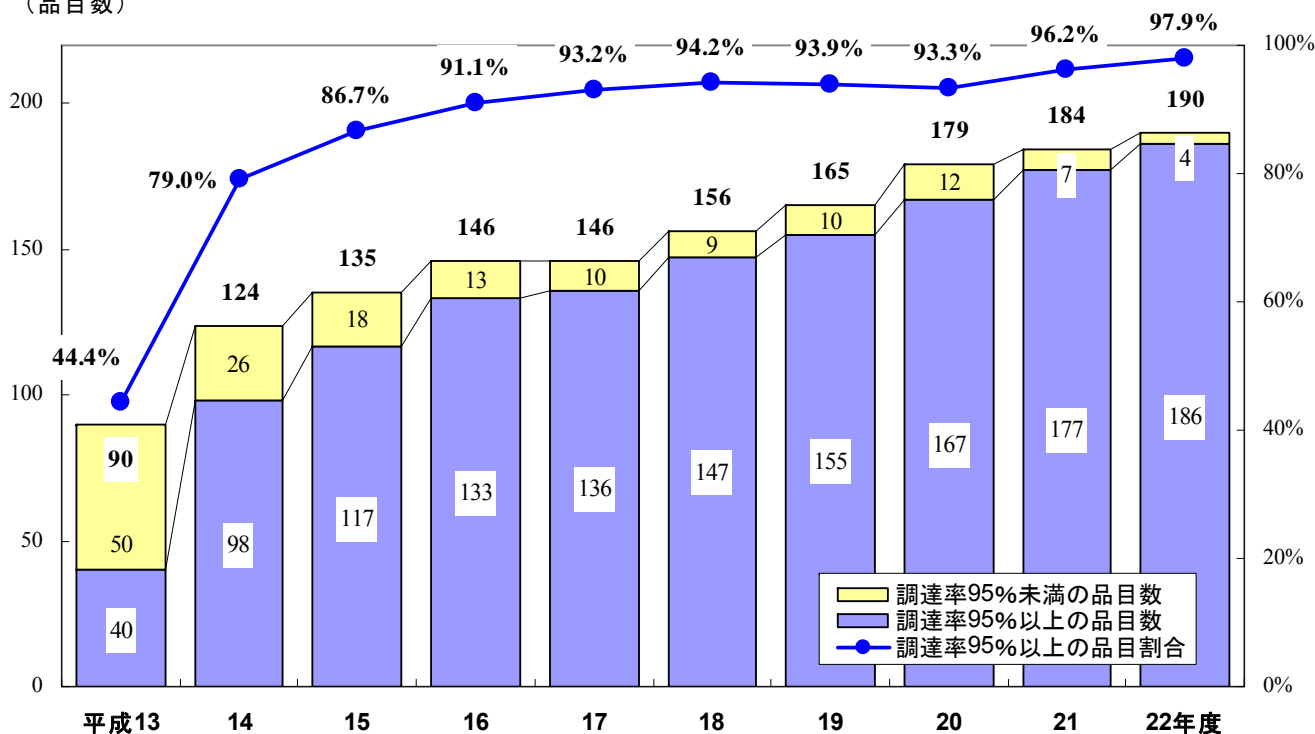
19分野261品目→ 19分野261品目(15品目について見直し)

(5) グリーン購入の実施状況

物品及び役務の調達率の推移

調達率：
 特定調達品目等の調達量を
 該当特定調達品目の総調達量で除した値

(品目数)

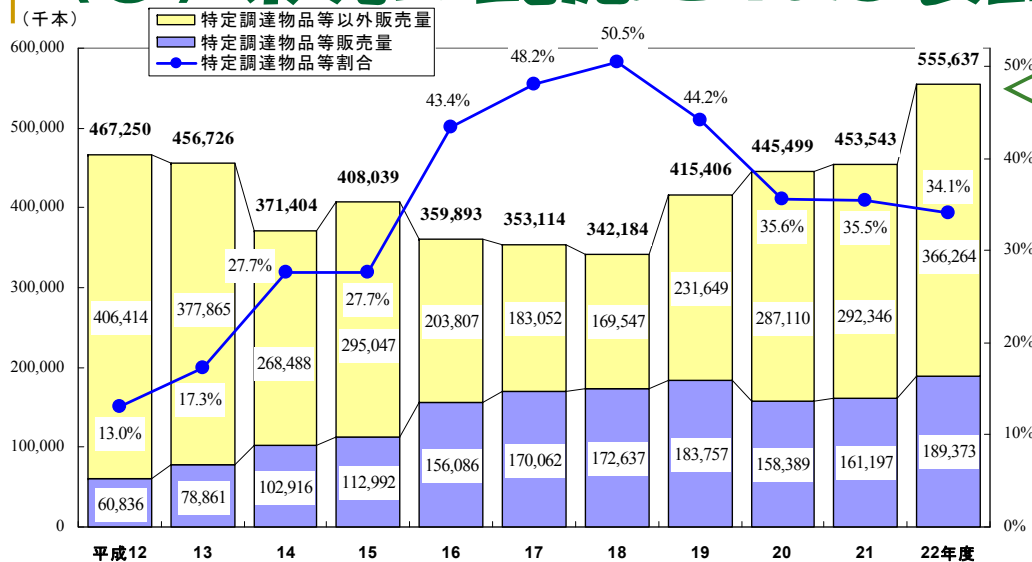


平成22年度時点で
 判断の基準を満たす製
 品の調達率が95%を
 超えている特定調達品
 目※の割合は**97.9%**
 ※公共工事分野の品目を除く

調達実績の集計の結果、
 調達率が低い品目につい
 ては、原因究明を行うと共
 に、判断の基準に問題が
 ある場合には、基準の見
 直し等を行う場合もある。

国等のグリーン購入は順調に伸展している

(6) 環境に配慮された製品の普及状況

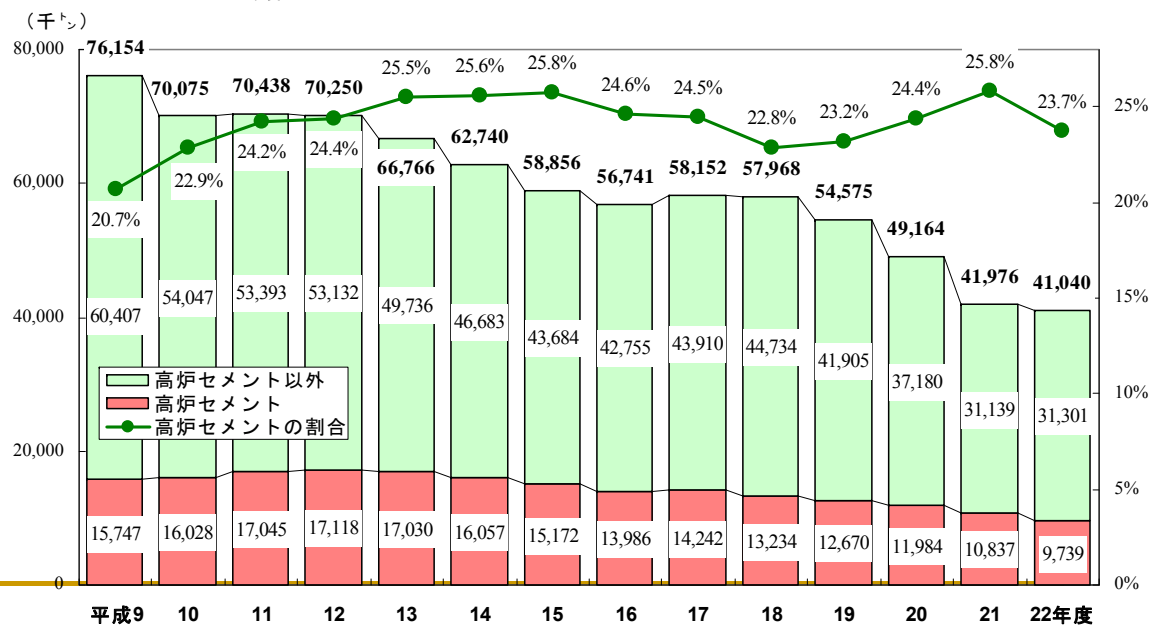


<ボールペン>

国内出荷量及び割合

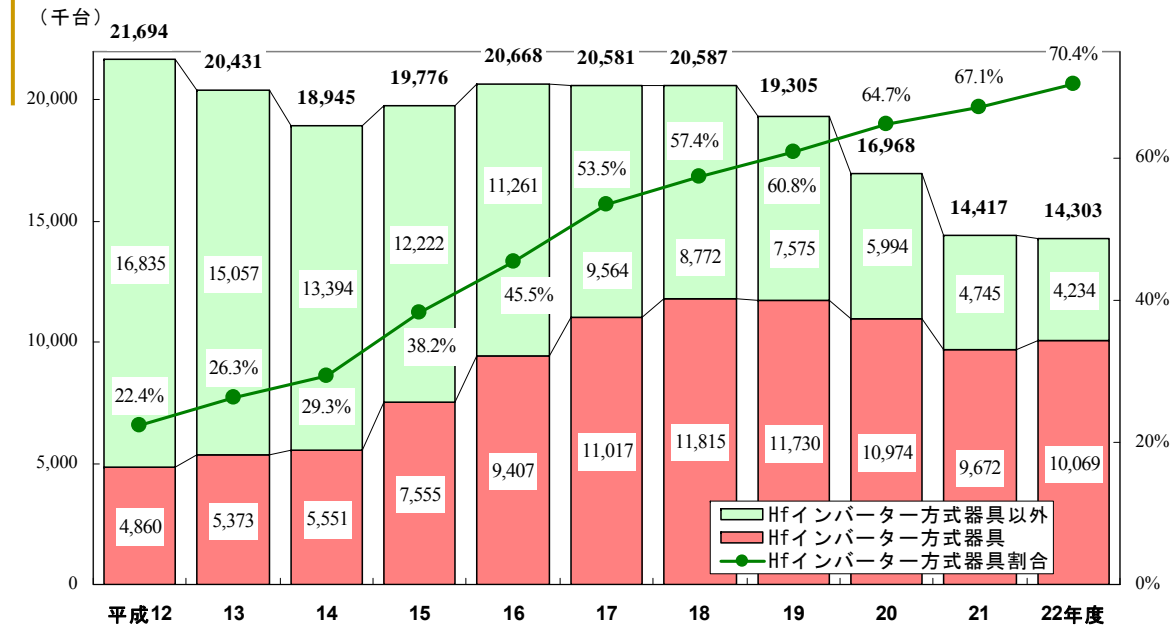
国内販売量及び割合

<セメントの販売割合>



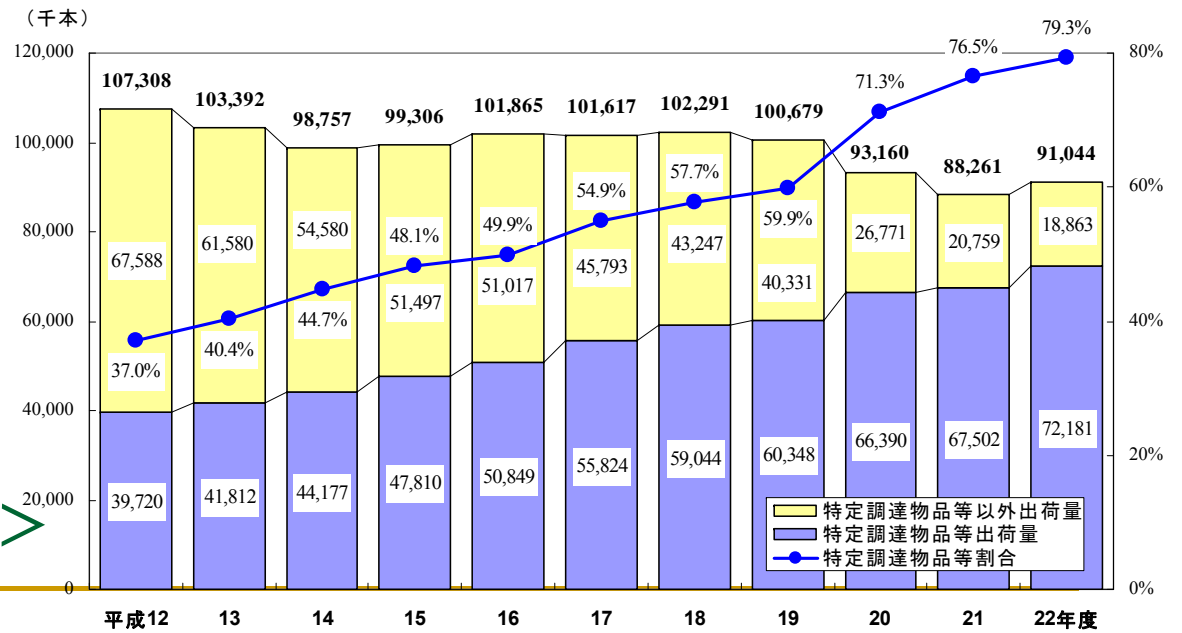
<照明器具>

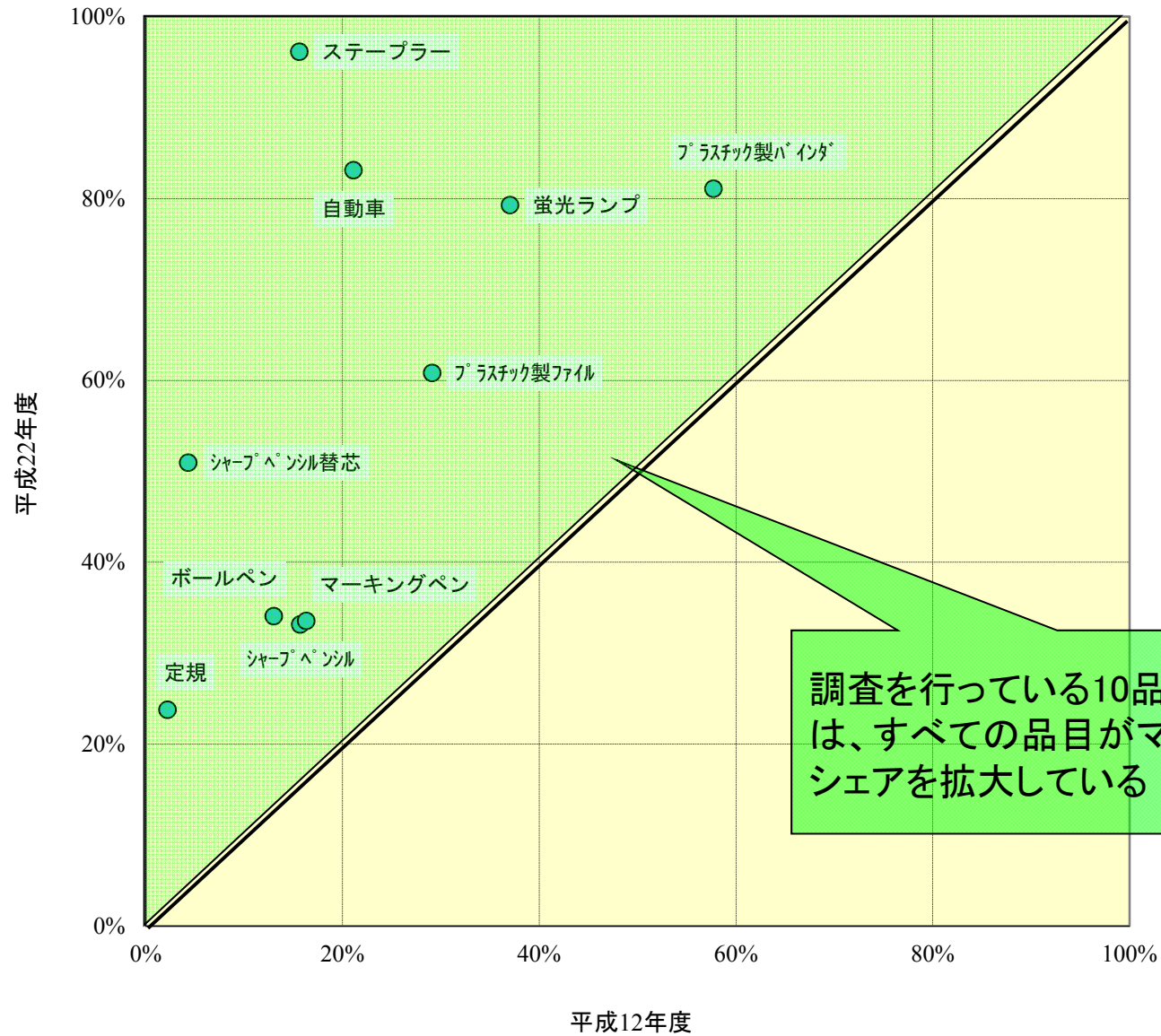
国内出荷量及び割合



国内出荷量及び割合

<直管蛍光ランプ>





グリーン購入法施行前後における特定調達品目等のシェアの推移

基本方針

環境省作成

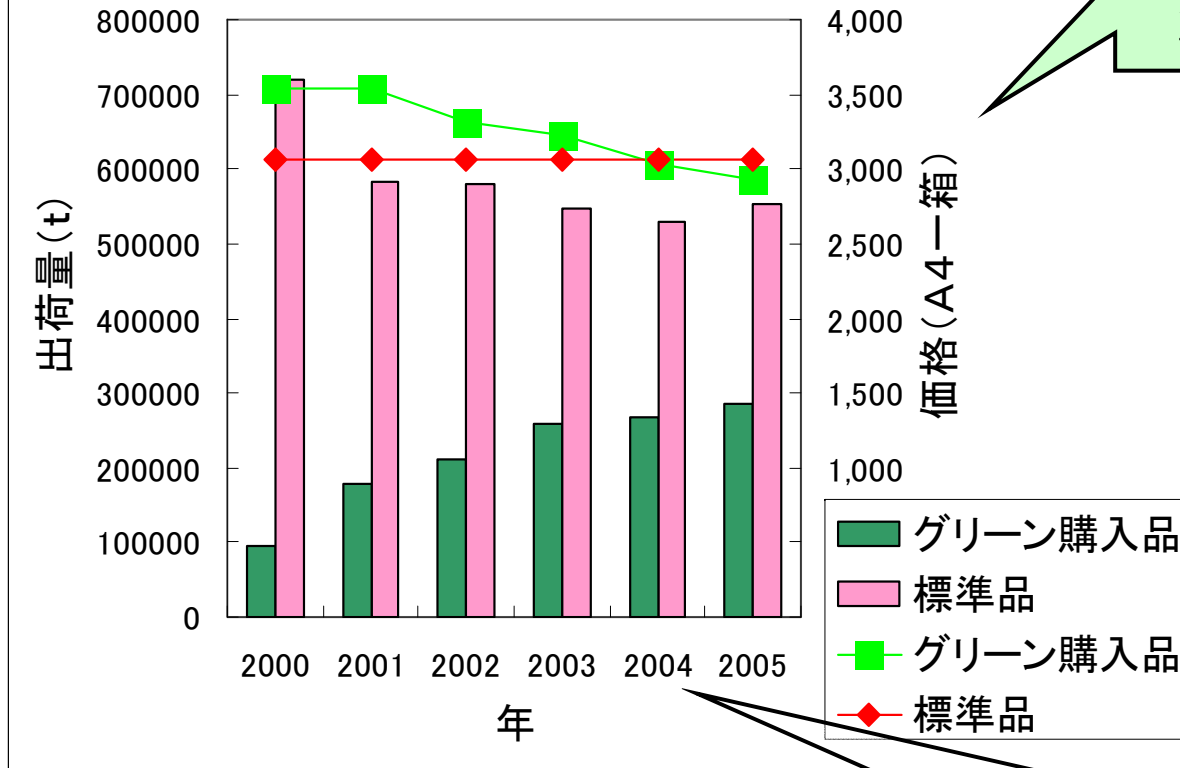
例 <コピー用紙>総合評価値80以上

調達方針

政府各機関作成

例 ○○省:<コピー用紙>
総合評価値80以上:調達目標100%

コピー用紙の出荷量と出荷実績



標準品:グリーン購入品
3062円<3545円(2000)
3059円>2930円(2005)

グリーン購入法 2000. 9制定

国等の調達実績

79. 2%(2000)→98. 5%(2004)

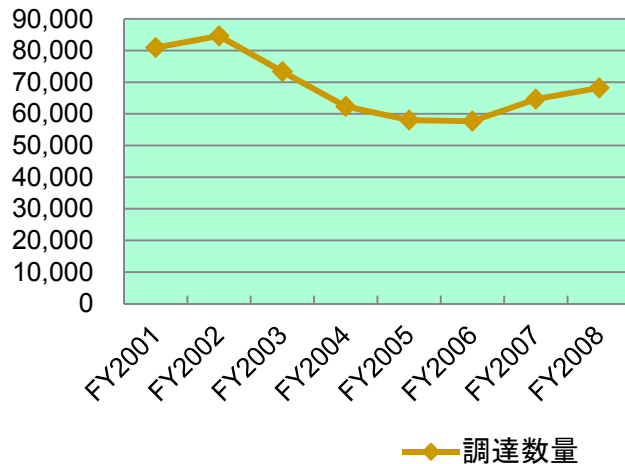
(7) 国等におけるグリーン購入の実施に伴う CO₂排出削減効果 (試算)

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量 (t-CO ₂ 換算)		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出	734	—	734
ダストブロワー	HFC134aからノンフロンへの代替	17,032	—	17,032
コピー機等	電気の使用に伴う排出削減	227	5	1,135
ファクシミリ	電気の使用に伴う排出削減	301	5	1,507
家電製品	電気の使用に伴う排出削減	1,224	10	12,240
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出削減	1,361	10	13,608
Hfインバータ方式器具	電気の使用に伴う排出削減	1,658	10	16,577
LED以外の電球形状のランプ	電気の使用に伴う排出削減	2,186	5	10,929
自動車	走行に伴う排出削減	1,367	7	9,566
一般公用車用タイヤ	転がり抵抗低減による燃費向上	88	3	264
制服・作業服	再生PET樹脂の使用	67	—	67
インテリア・寝装寝具	再生PET樹脂の使用	616	—	616
作業手袋	再生PET樹脂の使用	56	—	56
太陽光発電システム	システム導入に伴う排出削減	955	15	14,328
太陽熱利用システム	システム導入に伴う排出削減	2	15	35
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出	0	—	0
変圧器	使用に伴う排出削減	1,146	20	22,918
屋上緑化	屋上緑化に伴う排出削減	189	15	2,829
合計	—	29,209	—	124,442

平成12年（グリーン購入法施行前）と平成22年との比較

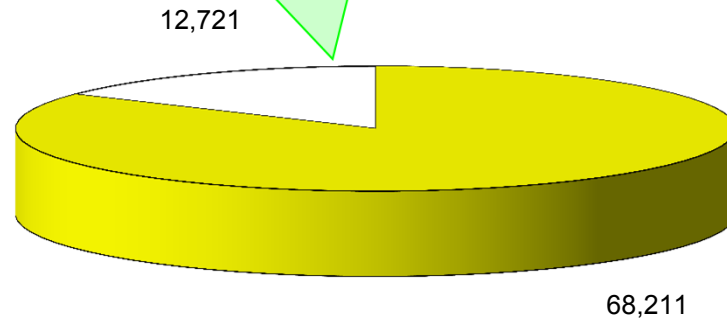
(8) その他の効果 (Reduceの効果)

コピー用紙の削減効果(H13→H20) 単位(t)



H13からH20年度の調達実績の変化

円全体がH13年度の調達数量80,932tがH20年度には15%程度調達数量が削減されている

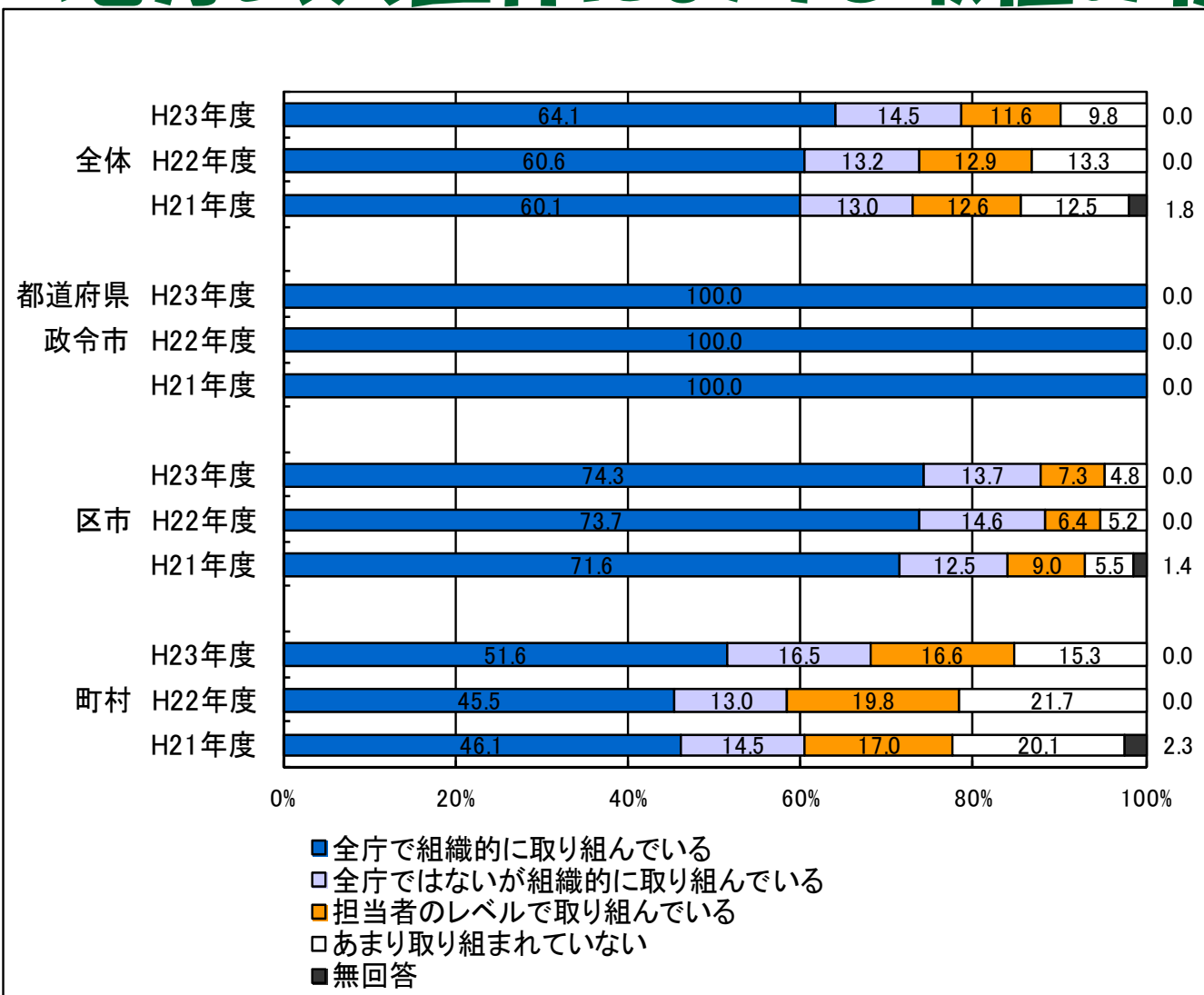


■ H20年度 □ 削減量

コピー用紙は、平成13年の調達実績から12,2721tの使用量削減を果たした。全て再生紙と仮定し、製造時のCO2排出原単位を1.68kg/kgとすると、約21,300t-CO2の削減効果

予算削減などによる効果も含まれているが、調達数量の把握で削減が進んでいる。²⁰

4. 地方公共団体における取組み状況



政府の目標値

平成27年度を目標年次として



行政部門：全ての地方公共団体

事業者部門：上場企業の約50%及び
非上場企業の約30%



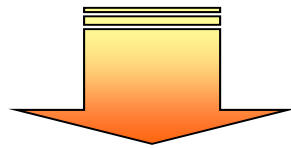
これらが**組織的なグリーン購入**を実施する
ようになることを目標

(第二次循環型社会形成推進基本計画)

5. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）について

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る



環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築

グリーン購入法と環境配慮契約法の対比

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<p><u>物品・サービスの環境性能</u>を規律</p> <p><u>一般競争入札</u>の範囲内で環境配慮</p>	<p><u>契約の方法</u>などの仕組みを規律</p> <p>契約類型ごとに、総合評価落札方式、プロポーザル方式など<u>推奨する契約方式を規定</u></p>
趣旨	<p><u>一定の環境性能</u>を満足した物品・サービスの調達を推進</p>	<p>国等が契約を結ぶ場合に、価格等を含め総合的にみて、<u>最善の環境性能</u>を有する物品・サービスを供給する者を選択</p>
内容など	<p>環境物品等の判断の基準を閣議決定</p> <p>基本方針に従い、環境に配慮</p> <p>各府省庁・独法等が調達結果を公表</p>	<p>環境配慮契約の方法等を閣議決定</p> <p>基本方針に従い、環境に配慮</p> <p>各府省庁・独法等が契約実績を公表</p>

基本方針の概要

平成22年2月5日
閣議決定(変更)

①電気の供給を受ける契約

入札に参加しようとする電力会社について、電力のCO2排出係数、環境負荷の低減に関する取組の状況を評価し、入札参加資格を付与する方式を採用。【裾切り方式(入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札)】

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

入札価格に加えて環境性能(燃費)を考慮して総合的に評価する契約方式を採用。【総合評価落札方式】

③船舶の調達に係る契約

設計業務を発注する場合は環境配慮技術の評価項目に含めることとする。【プロポーザル方式】

また、小型船舶の調達に当たっては推進機関の燃料消費率等を要件に含めることとする。【裾切り方式】

④ESCO(省エネルギー改修)事業に係る契約

法律により国庫債務負担行為が延長されたことに伴い適切なESCO事業の進め方を整理するとともに、設備更新を伴う場合も対象とするESCO事業に含まれることを明確化し、効果的な活用を図る。

⑤建築物の設計に係る契約

建築物の環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階について、設計者の能力を評価する際に環境配慮技術の評価項目に含めることとする。【プロポーザル方式】

上記5分野は、政府実行計画の温室効果ガス総排出量の9割程度に関係。契約法により、政府実行計画に基づく削減目標を「より確実に達成し、更なる削減に努める」(基本方針より抜粋)。

①電気の供給を受ける契約【基本的考え方】

■ 電力会社の**二酸化炭素排出係数**、環境負荷低減に関する取組状況により評価する**裾切り方式**を採用

■ 原則**複数の**電力会社の**参入**が可能であることを確保

■ 地域ごとに裾切りを設定

■ 裾切り基準等は毎年度見直しを検討

温室効果ガス削減に寄与できる裾切り方式の活用

(例) 70点以上で入札参加可能

環境面へ一定の配慮を行いながら
電力供給を行っている事業者と契約

評価項目

- ◇ 二酸化炭素排出原単位 (60~70)
- ◇ 新エネの導入状況 (20~15)
- ◇ 未利用エネの利用 (20~15)

+

- ◇ グリーン電力証書 (10点程度)

電力の安定供給に配慮
公正な競争を確保
(複数事業者が参入できる範囲)
新エネルギー・未利用エネルギーの利用促進に配慮

新エネの拡大に貢献
政府に譲渡し再利用なし



電力入札における「裾切り方式」の活用例

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325未満	70
	0.325以上	0.350未満 65
	0.350以上	0.375未満 60
	0.375以上	0.400未満 55
	0.400以上	0.425未満 50
	0.425以上	0.450未満 45
	0.450以上	0.475未満 40
	0.475以上	0.500未満 35
	0.500以上	0.525未満 30
	0.525以上	25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上	1.35%未満 10
	0%超	0.675%未満 5
	活用していない	0
③ 前年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	15
	0.8倍以上	1.0倍未満 5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5

◎70点を超える電気事業者に入札参加資格を与える
→その後は価格競争(一般競争入札)

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約〔基本的考え方〕

■ **グリーン購入法の基準**を満たすことが前提条件
(特定調達品目に該当する場合)

■ **環境性能(燃費)と価格の両面**から評価
(総合評価落札方式の採用)

■ 要求性能は行政目的等が達成できるよう適切に設定

■ 当分の間、燃料種ごとに入札条件を設定

自動車の購入及び賃貸借に係る契約(概要)

グリーン調達2法に基づく2段階の環境配慮

- ①グリーン購入法による「裾切り」
2,000ccクラスの場合、11.7 km/ℓの燃費基準値を超えた車のみ入札可能
- ②環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式
購入価格と環境性能(燃費)を総合的に評価し、最も優れた車を購入

総合評価落札方式の計算式

最も評価値の
高い車を購入

裾切り値を
満たすと
100点

燃費を評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{価格点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

例えば、1万円を1点にする
など入札価格を点数化

具体例:A・B の2つの自動車の入札があった場合

A車:燃費29.6 km/ℓ 入札価格263万円(ハイブリッド車)
B車:燃費12.8 km/ℓ 入札価格193万円
→A車が高得点となり落札

③船舶の調達に係る契約（基本的考え方）

■船舶の設計を発注する場合は、当該船舶に求められる要件に加え、**環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待される設計事業者を選定**

■**推進機関の燃料消費率等**が小型船舶の調達に当たっての要件（推進機関のみの調達を含む）

■要求性能は**行政目的等が達成**できるよう適切に設定

環境配慮契約の適用が困難な場合にあっても、可能な限り基本方針の基本的な考え方に基づき、環境配慮契約の実現に向けた検討をすることが適切

船舶の調達に係る契約【概要】

◇設計契約における環境配慮

○環境配慮型船舶プロポーザル方式の導入

船舶の設計発注に当たり、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を特定するプロポーザル方式

◇小型船舶(20t未満)の調達における環境配慮

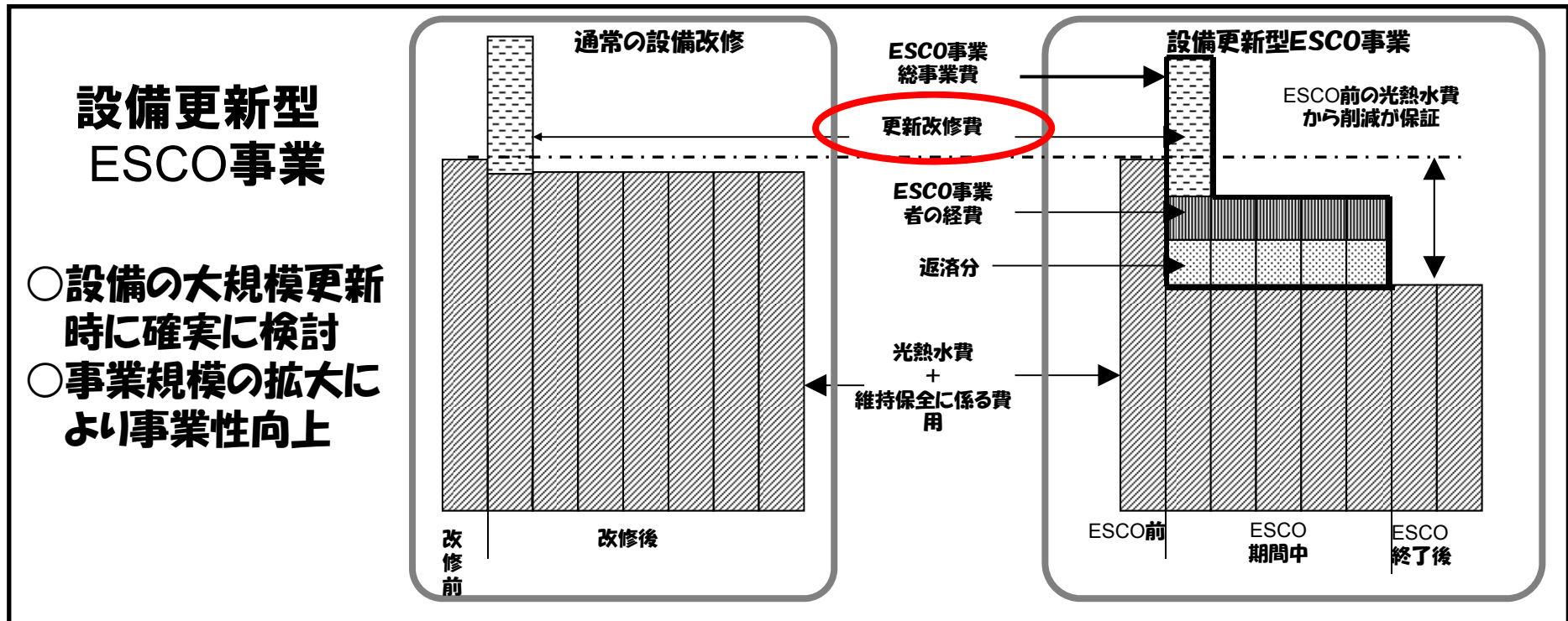
○推進機関の燃料消費率等を要求性能に明記

船舶の燃費は推進機関を含め総合的に評価すべきだが、小型船舶においては推進機関単体の燃料消費率の影響が大きいため、調達に当たって要求水準に含める(裾切り方式)。

④ ESCO(省エネルギー改修)事業に係る契約(概要)

※ESCO事業とは、改修等により省エネを進めるもので、光熱費等の削減額でESCO事業の経費をまかなう事業。

- 環境配慮契約法により国庫債務負担行為が延長(5→10年)
(長期供用計画を的確に立案し、リスク回避)
- **設備更新型ESCO事業の導入**(設備更新と同時に実施)



※地方自治体では、フロポーザル方式による実施が多い

⑤ 建築物の設計に係る契約(概要)

■ 価格は小さいが性能への影響が大きい設計契約での環境配慮が有効。

■ 評価項目に環境配慮技術を規定

■ 設計者にLCCO₂ベースでの評価を要求

建築物の設計に係る契約(環境配慮型プロポーザル方式)

技術提案書の特定テーマの設定例(地域特性等の考慮)

①北海道・東北などの寒冷地域の例

- 年間を通じた太陽光の有効利用（パッシブソーラーを含む）が可能な建築計画（配置計画を含む）に関する提案
- 暖房負荷の抑制を効率的に行う建築計画

②本州中央部などの都市地域、夏季高温多湿地域の例

- 自然換気により中間期の冷房負荷を低減する技術提案
- 建築敷地外の気温上昇等に係る熱的影響の低減を図るとともに、敷地内の温熱環境を良好な状態に保つための提案

③九州・沖縄などの温暖地域の例

- 日射のコントロールによる熱負荷の低減とコストを両立する提案
- 自然エネルギー活用や建築敷地内の緑化による効果的な環境負荷低減に関する提案

地形、環境、地域特性（気候、周辺状況等）、施設等の
様々な与条件によって求める環境配慮は異なる

環境配慮契約法における平成24年度の課題(参考)

■ 法施行後5年目の検討

- ⇒ 契約類型ごとの実績及び状況の把握、分析と課題抽出等を実施
- ⇒ ESCOの普及検討
- ⇒ 地方公共団体の取組向上

■ 電力購入契約の見直し

- ⇒ FITの導入とRPS法の廃止
- ⇒ 東日本大震災以後の電力CO2係数の悪化
- ⇒ 原子力発電由来の電力に対する環境影響評価

■ 廃棄物処理契約の新規追加(2年目)

- ⇒ 環境性能の評価方法、評価手法の検討